

令和5年6月農業委員会議事録

開催日時：令和5年6月12日（月） 午前9時00分

開催場所：嘉島町役場 3階中会議室

農業委員出席者：下田司、高木勝美、山内秀一、森田義美、友田廣、岩永俊夫、村上卓也、
榮恵、松永雄治、福永哲夫、齊藤進、西岡千秋、松本誠一、松本一幸、
中津芳春、吉田三十志、藤瀬信行

農業委員欠席者：

事務局出席者：永田智紀、河原正弘、前田萌香

1. 開 会：永田事務局長

2. 会長挨拶：下田会長

3. 議事録署名人指名：下田議長

議事録署名人として、松本一幸委員、吉田三十志委員を指名する。

4. 議 事

- (1) 報告第7号 農地法第18条の合意解約について
- (2) 報告第8号 農地法第3条の届出について
- (3) 報告第9号 農地法第4条の届出について
- (4) 議案第10号 農地法第3条の許可申請について
- (5) 議案第11号 農地法第5条の許可申請について
- (6) 議案第12号 農用地利用集積計画承認申請について

5. そ の 他

6. 閉 会

○報告第7号 農地法第18条の合意解約について

(議長) それでは議事に入らせていただきます。

報告第7号農地法第18条第6項による届出の通知が2件ございます。

事務局より説明をお願いいたします。

(事務局) はい。資料の1ページになります。報告第7号の2件の報告をいたします。

申請番号1番です。所在が上六嘉地区で、農振農用地の田が4筆、合計の面積が1,047㎡となっております。貸付人と借受人については記載の通りです。今回の解約事由につきましては、耕作者変更の合意解約となっております。解約の申入日等は記載のとおりとなっております。

次に、申請番号2番になります。所在が下六嘉地区で、農振農用地の田が1筆、面積が1,100㎡となっております。貸付人と借受人については記載の通りです。今回の解約事由につきましては、農地売買による合意解約となっております。解約の申入日等は記載のとおりとなっております。

事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局より説明がありました案件は、合意解約となっておりますので、報告のみで終わらせていただきます。

○報告第8号 農地法第3条の規定による届出について

(議長) 続きまして、報告第8号農地法第3条の規定による届出が1件ございます。

事務局より説明をお願いいたします。

(事務局) はい。資料は2ページになります。申請番号1番になります。所在は鯉地区になります。地目については田7筆、畑2筆の計9筆、また合計の面積が14,836㎡となっております。所有者及び届出人については記載の通りです。申請の事由は相続による所有権の移転となっております。あっせんの希望はございません。

事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局より説明がありました件は、相続による所有権の移転となっておりますので、報告のみで終わらせていただきます。

○報告第9号 農地法第4条の届出について

(議長) 続きまして、報告第9号農地法第4条の規定による届出が1件ございます。

事務局より説明をお願いいたします。

(事務局) はい。資料は3ページからになります。報告第9号の1件について報告いたします。

申請番号1番になります。所在は鯉地区の農振地域外の畑2筆。合計面積については709㎡となっております。申請人は記載のとおりです。転用事由については宅地拡張となっております。

4ページに位置図を載せております。市街化区域内の案件です。事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局より報告がありました1件は、市街化区域の転用になりますので、報告のみで終わらせていただきます。

○議案第10号 農地法第3条の許可申請について

(議長) 続きまして、議案第10号農地法第3条の規定による許可申請が1件ございます。事務局から説明をお願いいたします。

(事務局) はい。資料は5ページになります。農地法第3条の許可申請が1件ございます。申請番号1番です。所有権の移転の案件となっております。所在は上島地区。農振農用地の田が2筆と農振地域外の田が4筆の計6筆。また合計面積は2,665㎡です。譲渡人と譲受人については記載の通りとなっております。申請事由につきましては贈与による所有権の移転となっております。6ページに申請地の位置図を載せております。7ページ及び8ページをご覧ください。検討事項になります。地元農業委員の調査確認書により、全ての項目にNOと判断されていますので、問題ないと思われま。事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局から説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

(委員) ありません。(委員一同)

(議長) それでは議決に移ります。賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員一同挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で承認・可決といたします。

○議案第11号 農地法第5条の許可申請について

(議長) 続きまして、議案第11号農地法第5条の規定による許可申請が2件ござい

ます。

このうち、西岡委員の案件が「1件」ございます。先に西岡委員の案件を審議しますので、西岡委員の退席をお願いします。

(西岡委員退室)

事務局から説明をお願いいたします。

(事務局) はい。資料は9ページになります。第5条の転用について西岡委員の案件より先にご説明をいたします。

申請番号2番になります。所有権の移転の案件となっております。所在が下六嘉地区で農振地域外の畑が1筆です。面積が460㎡となっております。譲渡人と譲受人については記載の通りとなっております。申請事由については、個人住宅の申請となっております。13ページに位置図、14ページに平面図を載せております。給水については、井戸ボーリングになります。また、雨水におきましては集水桝への集水後、道路側溝への放流、生活雑排水については公共下水道への接続となります。

事務局からは以上でございます。

(議長) 続きまして、地元委員であります藤瀬委員から報告をお願いいたします。

(藤瀬委員) はい。5月31日に事務局と現地を確認しましたので、その状況をご報告します。申請地は、10ヘクタール以上の一団の区域内にある農地であるため、農地区分としては第1種農地になると思われまます。申請地は休耕地となっており、耕作はされておりました。申請地の北側に農地が隣接していますが、北側農地と申請地の境界部分には空洞ブロックが設置されており、支障はないものと思われまます。

個人住宅ということですが、周辺の土地利用の状況からも転用許可申請は妥当(だとう)なものと考えられます。

委員の皆様の慎重なるご審議をよろしくお願ひし、地元委員の説明を終わります。

(議長) 続きまして、検討事項について事務局から説明をお願いいたします。

(事務局) 資料は15ページになります。申請に係る意見書の中段左の検討事項の欄をご覧ください。申請地の農地区分は第1種農地、目的については個人住宅になります。

転用行為を行うのに必要な資力が確保されている事。周辺の農地等に係る営農条件への支障はなし、また農地の利用の集積への支障もなしと判断しております。

以上の事から、総合的に見て、本許可申請については許可相当と判断しております。

事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま地元委員と事務局から説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

(議長) 他に無ければ議決に移ります。ただいま事務局から説明のありました案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で承認・可決といたします。

(委員) はい。(委員一同)

(議長) ありがとうございます。それでは本案件は承認とさせていただきます。西岡委員の入室を許可します。

(西岡委員入室)

西岡委員の案件は承認されましたので、報告いたします。

(西岡委員) どうもありがとうございました。

(議長) 続きまして、申請番号1番について事務局より説明をお願いいたします。

(事務局) はい。資料、9ページをお願いいたします。

申請番号1番です。所有権の移転の案件となっております。所在は上六嘉地区、農振地域外の畑が1筆、面積は534㎡となっております。

譲渡人と譲受人については記載の通りとなっております。

申請事由については、就労継続支援B型事業所の申請となっております。10ページに申請位置図と11ページが配置配管図を載せております。給水については、井戸ボーリングになります。また、雨水におきましては集水桝への集水後、水路への放流、生活雑排水については公共下水道への接続となります。

事務局からは以上でございます。

(議長) 続きまして、地元委員であります福永委員から報告をお願いいたします。

(福永委員) はい。5月30日に事務局と現地を確認しましたので、その状況をご報告します。申請地は、10ヘクタール以上の一団の区域内にある農地であるため、農地区分としては第1種農地になると思われれます。申請地は休耕地となって

おり、耕作はされておりました。申請地の南西側に農地が隣接していますが、境界部分には空洞ブロックを設置されるため、支障はないものと思われま。

就労継続支援 B 型事業所ということですが、周辺の土地利用の状況からも転用許可申請は妥当(だとう)なものと考えられます。

委員の皆様の慎重なるご審議をよろしくお願ひし、地元委員の説明を終わります。

(議長) 続きまして、検討事項について事務局から説明をお願いいたします。

(事務局) 資料は 12 ページになります。申請に係る意見書の中段左の検討事項の欄をご覧ください。申請地の農地区分は第 1 種農地であり、目的については就労継続支援 B 型事業所になります。

公共性が高いと認められる事業である為、申請理由は適当、又周辺の農地等に係る営農条件への支障はなく、また農地の利用の集積への支障もないと判断しております。

また、法令により義務付けられている行政庁との協議も終了していること等により、総合的に見て、本許可申請については許可相当と判断しております。事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま地元委員と事務局から説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

無ければ議決に移ります。ただいま事務局から説明のありました案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で承認・可決といたします。

(委員) はい。(委員一同)

(議長) ありがとうございます。それでは本案件は承認とさせていただきます。

○議案第 12 号 農用地利用集積計画承認申請について

(議長) 続きまして、議案第 12 号農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用の集積計画の承認申請が 3 件ございます。

3 件を一括して、審議・議決を行いますので、よろしくお願ひします。

事務局から説明をお願いいたします。

(事務局) はい。資料は 16 ページの申請番号 1 番からになります。所在は下六嘉地区と上六嘉地区。農振農用地内の田が 2 筆で合計面積が 3,023 m²となっております。売渡人と買受人は記載の通りとなっております。目的は売買、売買価格等については記載のとおりとなっております。

続きまして、申請番号 2 番になります。所在は下六嘉地区。農振農用地内の

田が1筆で面積が1,100㎡となっております。売渡人と買受人は記載のとおりとなっております。目的は売買、売買価格等については記載のとおりとなっております。

続きまして、資料17ページの申請番号3番になります。所在は上仲間地区。農振農用地内の田が4筆で合計面積が2,786㎡となっております。利用目的については賃貸借権の新規契約となっております。借賃については記載のとおり。期間は令和5年7月1日から令和15年6月30日となっております。

事務局からの説明は以上でございます。

(議長) ただいま事務局より説明がございましたが、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

無ければ議決に移ります。ただいま事務局から説明のありました3件の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で4件を承認・可決いたします。

本日の案件は全て終了いたしました。ありがとうございます。

続きまして、その他となっております。皆様方から何かございませんでしょうか。ないようでしたら、事務局から何か。

(議長) 次回の農業委員会は7月10日の月曜9時00分からを予定したいと思います。

他になければ、これをもちまして、本日の農業委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。

前記のとおり会議次第を記録し、これを証するため署名する。

令和5年6月12日

会長 下田 司

委員 松本 一幸

委員 吉田 三十志